

一般社団法人 薬学教育評価機構 定款施行細則第2号
役員規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第21条に基づき、本機構役員の選任に関して定め、円滑な機構運営を目的とする。

(役員候補者の選出区分)

第2条 次の各号の選出区分により13名の理事候補者及び2名の監事候補者を選出する。

- (1) 社員である大学に所属する理事候補者より7名
- (2) 社員である団体に所属する理事候補者より3名
- (3) 学識経験者の理事候補者より3名
- (4) 監事2名

2 前項第1号～第3号に定める理事の選出区分を以下のようにする。

- (1) 第1号理事の候補者は、役員の改選を行う年度の社員総会時に、原則として社員である大学の専任教員又は学長等の職に就いている者とする。
- (2) 第2号理事の候補者は、団体社員を代表する者とする。
- (3) 第3号の理事候補者は、学識経験者とする。

3 第1号理事の候補者とした者を、同時に第3号理事の候補者とすることはできない。

4 総合評価評議員、評価委員、基準・要綱検討委員、及び評価実施員を役員理事候補者とすることはできない。

(役員候補者の選出方法)

第3条 前条1項の各号の選出区分に従って、以下のように役員候補者を選出する。

- 2 第1号理事及び第3号理事候補者は、社員代表者からの推薦及び立候補の申し出、あるいは、理事会から推薦された者に対して社員による事前投票を行い、得票数の多い順にそれぞれの選出区分の定員までの数の候補者を選出する。
- 3 第2号理事の候補者は、団体社員がそれぞれの代表者を1名選出する。
- 4 監事候補者は、理事会が2名選出する。
- 5 事前投票等、役員候補者の選出方法の詳細は別途定める。

(理事の選任)

第4条 理事の選任は、前条及び第2条により選出された候補者の中から、社員総会の決議により行う。

2 選任方法の詳細は別途定める。

(欠員の補充)

第5条 選任された理事に欠員が生じたときは、第2条1項(1)～(3)の選出区分に従い、次のとおり、補充することができる。

- 2 第1号理事及び第3号理事については、第6条1項を満たす場合に社員総会の決議によって、補充することができる。ただし、役員改選時に当該選出区分の理事の補欠として社員総会の決議によって選出されている者が第6条1項を満たすときは、その者を当該選出区分の理事として補充する。
- 3 第2号理事については、当該団体が補充のための理事候補者を選出し、社員総会の決議によって、補充することができる。ただし、事前に理事の補欠として社員総会の決議によって選任されている者がいるときは、その者を理事として補充する。

(補充する理事の任期)

第6条 理事の補充は、原則として前任者の残任期間が10ヶ月以上あるときとする。

ただし、本項の規定は前条3項に基づく第2号理事の補充となる者には適用しない。

- 2 欠員の補充により就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事長の選任)

第7条 理事長、副理事長、および業務担当理事は、選任された理事の互選により選任する。

(監事の選任)

第8条 監事の選任は、第3条及び第2条により選出された候補者の中から、社員総会の決議により行う。

(規則の改定)

第9条 この規則は、理事会の決議によって改定することができる。

附 則

1. この規則は、平成21年3月16日から施行する。
2. この規則は、平成21年6月18日から施行する。
3. この規則は、平成24年6月21日から施行する。
4. この規則は、平成28年6月14日から施行する。
5. この規則は、2020（令和2）年8月28日から施行する。
6. この規則は、2021（令和3）年3月4日から施行する。